

## 協議事項(5):

知立市総合公共交通会議設置要綱及び知立市  
総合公共交通会議事務取扱規程の改正について

## 1. 概要

令和8年4月1日付の機構改革により、知立市総合公共交通会議事務局を務めるまちづくり課の名称が「都市整備課」に変更されるため、知立市総合公共交通会議設置要綱及び知立市総合公共交通会議事務取扱規程を改正するもの。

## 2. 新旧対照表

要綱等	旧	新
知立市総合公共交通会議 設置要綱	(事務局) 第15条 交通会議の運営に係る事務は、知立市都市整備部 <u>まちづくり課</u> で行う。	(事務局) 第15条 交通会議の運営に係る事務は、知立市都市整備部 <u>都市整備課</u> で行う。
知立市総合公共交通会議 事務取扱規程	(事務局員) 第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局長は、知立市都市整備部 <u>まちづくり課</u> (以下「 <u>まちづくり課</u> 」という。)の課長をもって充てる。 3 事務局員は、 <u>まちづくり課</u> の職員をもって充てる。	(事務局員) 第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局長は、知立市都市整備部 <u>都市整備課</u> (以下「 <u>都市整備課</u> 」という。)の課長をもって充てる。 3 事務局員は、 <u>都市整備課</u> の職員をもって充てる。

## 3. 施行(改正)日

令和8年4月1日

## 4. 知立市総合公共交通会議設置要綱及び知立市総合公共交通会議事務取扱規程

※別紙参照

【 余 白 】

## 知立市総合公共交通会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年運輸省令第75号）施行規則第4条第2項の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議するための地域公共交通会議、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画に関し必要な事項を調査審議するための協議会として設置する。

（協議事項）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成、実施及び評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（交通会議の委員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 都市交通又は福祉の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) 市長又はその指名する者
- (8) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

2 前項第2号及び第5号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(オブザーバー)

第6条 次条第1項第1号の会長は、交通会議に特別の事項を協議する必要があるときは、オブザーバーを選任することができる。

(役員)

第7条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 議長 1名

(4) 監事 1名

2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表する。

4 議長は、委員の互選によって定め、副会長、監事は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 議長は、交通会議を総理する。

7 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第8条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、多数をもって決することについてやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む）の過半数をもって決する。

4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(会議の特例)

第9条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、書面等により委員の意見を聴取し、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

(1) 至急の議決が必要で会議を開催する時間の余裕がないとき

- (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではないとき
  - (3) その他会長が必要と認めるとき
- (協議結果の取扱い)

第 10 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な修正又は変更)

第 11 条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げるものその他軽微な修正又は変更をしようとするときは、会議での協議を省略することができるものとする。

- (1) バス停の名称変更
  - (2) ルートの変更を伴わないバス停の位置の変更
- (運賃料金部会)

第 12 条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局を代表する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者

4 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員については、運賃料金部会に代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(オブザーバー)

第 13 条 次条第 1 項第 1 号の部会長は、運賃料金部会に特別の事項を協議する必要があるときは、オブザーバーを選任することができる。

(役員)

第 14 条 運賃料金部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 議長 1 名

- 2 部会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、運賃料金部会を代表する。
- 4 部会長は、運賃料金部会を総理する議長を選任することができる。
- 5 前項に定める議長は、第4条第1号に規定する学識経験を有する者とし、運賃料金部会の議決には加わらない。
- 6 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 運賃料金部会の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、多数をもって決することについてやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む）の過半数をもって決する。
- 8 運賃料金部会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（事務局）

第15条 交通会議の運営に係る事務は、知立市都市整備部 **都市整備課**で行う。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第16条 交通会議の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第17条 交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 知立市総合公共交通会議運営規程（平成29年4月1日）を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、**令和8年4月1日**から施行する。

## 知立市総合公共交通会議事務取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、知立市総合公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）

第13条第2項及び第15条の規定に基づき、知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局員）

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局長は、知立市都市整備部都市整備課（以下「都市整備課」という。）の課長をもって充てる。

3 事務局員は、都市整備課の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項に関すること。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することが出来る。

- (1) 事務局の運営に関すること。
  - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
  - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 2 前項に定める事項であっても、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の取扱いについては、知立市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印は、別表1のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、知立市において定められている公印の取扱いの例による。

(契約の取扱い)

第7条 交通会議の契約の締結、取扱い等については、知立市において定められている契約の取扱いの例による。

(情報公開の取扱い)

第8条 交通会議の保有する文書の開示等に関する事項については、知立市において定められている情報公開の取扱いの例による。

(個人情報の取扱い)

第9条 交通会議の保有する個人情報の開示等に関する事項については、知立市において定められている個人情報の取扱いの例による。

(予算)

第10条 交通会議の予算は、知立市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎年会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに知立市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第11条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第12条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第3のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第2及び別表第3に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第13条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむをえないと判断したときは、歳出予算を流用及び予備費の充用をすることができる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次

の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 14 条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第 15 条 会長は事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第 16 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、知立市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第 17 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、年度開始前に交通会議に諮り、承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 7 条の規定により定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに知立市長に送付しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

公印名	ひな形	書体	寸法 ミリメートル	用途	個数	管守者															
知立市総合公共交通会議会長印	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>議</td> <td>公</td> <td>知</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>共</td> <td>立</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>交</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>通</td> <td>総</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会</td> <td>合</td> </tr> </table>	議	公	知	会	共	立	長	交	市	印	通	総		会	合	てん書	21×21	一般文書用 (会長名)	1	事務局長
議	公	知																			
会	共	立																			
長	交	市																			
印	通	総																			
	会	合																			

別表第 2（第 12 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	1 雑入	1 雑入

別表第 3（第 12 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事務費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 役務費	1 手数料	1 手数料
4 諸支出金	1 返還金	1 返還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費